

保 護 者 各 位

静岡市子ども未来局
こども園課長

登園自粛に係る利用者負担額（保育料・給食費）の
還付手続き等について（お知らせ）

日頃より、本市の幼児教育・保育行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 4 月 20 日から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う登園自粛等へのご協力を、保護者の皆様にはお願いしているところですが、登園自粛要請期間における保育料等の還付手続き等について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 対象期間（登園自粛要請期間）

令和 2 年 4 月 20 日（月）から令和 2 年 5 月 31 日（日）まで

※上記以外の期間において自主的に登園自粛した日については、日割り計算等の対象外となります。

2 対象児童

対象期間中に在籍した 0 歳から 2 歳児クラスの児童（保育料）

対象期間中に在籍した 3 歳から 5 歳児クラスの児童（給食費）

3 保育料算定の考え方

対象期間中に登園を自粛した日数に応じて 4 月分・5 月分の保育料をそれぞれ日割り計算し、差額を一括して還付いたします。

<還付金の算定方法>

日割り計算後の月額保育料（※1）＝ 月額保育料 × 登園した日数 ÷ 25（※2）

還付金 ＝ 支払済月額保育料 － 日割り計算後の月額保育料

※1 10 円未満は切り捨ていたします。

※2 国の通知に基づき、月に関係なく「25 日」で計算します。

4 給食費の還付額算定の考え方

対象期間中に登園を自粛した日数（土曜日を除く）に下記単価を乗じた額を還付します。

<還付金の算定方法>

- 主食と副食費の両方を負担している場合

1号児…1食 220円 2号児…1食 250円

- 主食費のみ負担している場合

1号児…1食 30円 2号児…1食 30円

5 還付手続きについて

- (1) 「登園希望届」「登園自粛届」に基づいて、保育料の日割り計算等を実施し、還付額を決定します。

※保護者の皆様からの申請は不要です。

- (2) 7月下旬に園から保護者あてに「利用者負担額減額通知書」、「保育所保育料等過誤納金還付・充当通知書」を送付いたします。

- (3) 8月中旬から還付金を保育料の引き落とし口座に振り込みます。

※保育料を納付書でお支払いをされている方には、「保育所保育料等過誤納金還付請求書」を送付しますので、「還付請求書」に口座情報をご記入の上、園へ提出してください。還付金は、9月中旬からご記入の口座に振り込みいたします。

<問い合わせ先>

- ①保育料について

幼保支援課 システム係

054-354-2630

- ②給食費について

こども園課 管理第2係

054-354-2654